

求人番号



受付年月日 平成30年4月27日 紹介期限日 平成30年6月30日

求人票 (フルタイム) プレビュー

公開希望	求人情報を提供
公開区分	
別紙欄	Z56 A60

事業所番号 (静)



0507-959-4
地方自治体、民間人材ビジネス共に可

就業地住所

秋田県湯沢市

職業分類 162-02
361-01

産業分類 859

その他の社会
保険・社会福

1 求人事業所名

事業所名	アネタケンバカイフクシジキョウダン ヤマバトエン 秋田県社会福祉事業団 やまばと園
所在地	〒012-0106 秋田県湯沢市三梨町字飯田二ツ森 43
ホームページ	http://www.fukinoto.or.jp/yasabato/rss.html
Eメール	yasabato@fukinoto.or.jp
就業場所	事業所所在地と同じ 転勤の可能性なし

2 仕事の内容等

職種	生活支援員◆急募◆
仕事の内容	<ul style="list-style-type: none"> * 障害者、施設利用者の日常生活支援、介助等。(食事、入浴、排泄等)及び通院付き添い、運転等) * 事務処理業務。(パソコン使用による記録入力等) * ワード、エクセルの基本操作、文字入力が可能 * 早番・遅番・夜勤あります。(夜勤は月4回程度) * 現在、60名の利用者に39名程の支援員で支援業務を行っています。 * 契約終了後更新となった場合は、1年毎の更新となります「介護」 <p>【60歳以上の方も応募歓迎】</p>

雇用形態	正社員以外 准職員	雇用期間	雇用期間の定めあり ~平成31年3月31日 契約更新の可能性あり(条件あり)
学歴	高卒以上	必要経験等	不問
必要免許・資格	普通自動車免許(業務上必要 AT限定免許可)	年齢	不問

3 労働条件等

賃金(税込)	a+b 164,000円~164,000円
a 基本給(月額換算・月平均労働日数)	20.4日 145,000円~145,000円
b 定期的に支払われる手当	業務手当 19,000円~19,000円 手当 円~円 手当 円~円 手当 円~円
c その他の手当等付記事項	*夜勤手当 1回 3,000円 夜勤は月4回程度

賞金形態	月給 円~円 その他の場合
賞金締切日	末日 賞金支払日 毎月21日(当月払い)

通勤手当	実費(上限あり) マイカー通勤 駐車場あり 毎月25,700円まで 可 自己負担なし
昇給(実績)	あり (ベースアップ込みの前年度実績 月あたり) 1,000円~1,000円/月 又は %~%

賞与(実績)	あり (前年度実績) 年1回計 月分 又は 3万円~3万円
加入保険等	雇用 労災 健康 厚生 共済 退職金共済 退職金制度あり

変形(1ヶ月単位)	就業時間に関する特記事項
就業時間	(1) 08:30~17:15 (4) 10:15~19時 (2) 07:15~16:00 (5) 16時~9:30 (3) 07:30~16:15 (5) 休憩90分 又は ~ の間の時間 時間外あり 月平均 4時間 休憩時間 45分

休日等	休日 他 10日 週休二日制 その他 6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 4週8休 能力レダー 希望休日については、事前調整します。
-----	---

求人条件特記事項	<ul style="list-style-type: none"> * 契約更新は、本人の勤務成績等により判断します。 * 通勤手当は、通勤距離に応じて支給します。 * 就業時間が8時間を超える場合は休憩60分となります。 * 欠員補充の為、急募求人となります。
----------	--

4 会社の情報

従業員数	企業全体 66人 就業場所 61人 (うち女性 25人) うちパート 7人	創業	昭和49年
事業内容	障害者支援施設	資本金	
会社の特長	障害福祉サービス事業所 共同生活援助事業	労働組合	なし
代表者名	佐々木 薫	法人番号	3410005000612
定年制	なし	勤務延長	なし
再雇用	なし	再雇用	なし
入居可能住宅	単身用あり 世帯用あり	利用可能 託児施設	なし
育児休業 取得実績	あり	介護休業 取得実績	あり
看護休暇 取得実績	あり	年間休日数	120日
就業規則	あり		

5 選考等

採用人数	1人	選考方法	面接(書類選考・筆記試験)	日時	随時
応募書類	ハローワーク紹介状 履歴書(写真貼付) 職務経歴書	選考後は返却			

選考結果	10日後 通知方法 電話
試用期間	あり 労働条件 3ヶ月 変更なし

備考	<p>*ハローワークからの紹介連絡時に、面接日時をお知らせ致します。</p> <p>【ハローワークからのお知らせ】 求人票は雇用契約書ではありません。採用に際しては必ず労働条件通知書を交わし賃金等の条件面の確認をしてください。(労働基準法第15条第1項に基づく)</p>
----	---